

令和2年10月30日 臨時教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・令和2年10月30日（金） 午前10時30分 ～ 午後0時38分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木 禎
委員	野原正美	教育次長	堀 貴雄
委員	森口祐子	参与	坂井和裕
委員	竹中裕紀	義務教育総括監	古田秀人
委員	近藤恵里	教育総務課長	松本順志
		教育管理課長	山田育康
		教職員課長	中村徹平
		学校安全課長	石神政幸
		特別支援教育課長	兒玉哲也
		教育総務課教育主管	高橋宗彦
		教育総務課教育主管	香田静夫
		教職員課教育主管	長谷川 広和
		教職員課教育主管	小野 悟
		教職員課管理調整監	田中由美子
		学校安全課生徒指導企画監	秋場 毅
		学校安全課生徒指導企画監	佐藤幹彦

3 議事日程等

報第1号、議第2号、議第3号、議第4号、議第5号について、非公開とすることを決定

4 会議録

令和2年10月12日開催の定例教育委員会の会議録を承認

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
議第 1 号 「令和 3 年度公立高等学校の入学定員について」及び「令和 3 年度高等特別支援学校の入学定員について」	
教育総務課長	<p>令和 3 年度公立高等学校の入学定員について、全日制課程の定員は、県立高校を 12,701 人、市立高校を 440 人の計 13,141 人とし、今春（令和 2 年）の定員に比べ 325 人の減少としたい。なお、定時制課程及び通信制課程の定員については、令和 2 年度と同数。また、令和 3 年度高等特別支援学校の入学定員については、昨年度と同数の 72 人としたい。</p> <p>まず、公立高等学校の入学定員について、令和 3 年 3 月の県内中学校卒業予定者数は 18,201 人であり、今春、令和 2 年の卒業者数と比較し、455 人の減少となる。</p> <p>公立高等学校の入学定員は全日制 13,141 人、定時制 720 人、通信制 320 人としたい。生徒急減期が続く中、「受検生の動向」を踏まえ、「各地区における教育水準の維持・向上と教育機会の保障」を、入学定員策定の基本的な考え方としている。また、各高校の活力を維持・向上できるように配慮している。この考え方に基づき、中学校卒業予定者数、過去の入試の出願状況・定員未充足状況、現在の中学 3 年生の進路希望状況、施設・設備環境などに配慮しながら、各地区において、検討を行った。</p> <p>続いて、入学定員の増減について、全日制課程は今春（令和 2 年）の定員に比べ 325 人の減少となる。学校全体として定員増減がある学校は 14 校となる。</p> <p>岐阜地区では、加納高校を 40 人減、山県高校を 15 人減、岐阜工業高校を計 30 人減の定員減とする。岐阜地区全体では 85 人減となる。</p> <p>西濃地区では、海津明誠高校を計 30 人減の定員減とし、西濃地区全体でも同数の減となる。</p> <p>美濃地区では、郡上北高校を 15 人減の定員減、郡上高校を 20 人減の定員減とする。美濃地区全体では 35 人減となる。</p> <p>可茂地区では、加茂高校を 40 人減、八百津高校を 15 人減、可児工業高校を計 20 人減の定員減とする。可茂地区全体では 75 人減となる。</p> <p>東濃地区では、土岐紅陵高校を 15 人減、土岐商業高校を計 15 人減、恵那農業高校を計 20 人減、坂下高校を計 30 人減の定員減とする。東濃地区全体では 80 人減となる。</p> <p>飛騨地区では、飛騨高山高校を計 20 人減の定員減とし、飛騨地区全体でも同数の減となる。</p> <p>東濃実業高校は学校全体として定員増減はないが、一部の学科で定員増減がある。中学生の希望等も踏まえ、ビジネス情報科を 10 人減、生活デザイン科を 10 人増とする。なお、学校全体での増減はない。</p> <p>学校全体として定員増減がない学校は 8 校。いずれも学科改編によるもの。</p> <p>定時制課程については、学科改編による定員増減があるが、学校全体での増減はない。通信制課程の定員についても、増減はない。</p> <p>今回説明した内容については、教育委員会での決定後、本日、記者発表する。また、今回の具体的な説明については、別冊にまとめ公表する。</p>
特別支援	<p>岐阜県立高等特別支援学校 2 校の入学定員については、昨年度と同数の 72 人とする。岐阜清流高等特別支援学校は、8 人 1 クラスが 6 クラスで 48 人。西濃高等特別支援学</p>

教育課長	校は、8人1クラスが3クラスで24人。いずれも昨年度と同数である。
稲本委員	定員が減ると教員の負担が減るように思うが、40人のクラスでも、20人のクラスでも授業時間の拘束時間は同じ。入学定員が減少したが、教員の数は同じままか。
教職員課長	教員の数は入学定員によるため、入学定員が減少すれば教員の数も減ることとなる。しかし、教育活動には影響がないようにしたい。
稲本委員	40人を授業で教えることと、20人を教えることを比べると教員がより生徒ひとりひとりに注意を向けることができるようになるはず。定員減となることは仕方ないことだが、これを契機に教育改革の一助としていくべき。教育ビジョンの実現に向けて、教職員が余力をもっていられるように考えるべき。
森口委員	<p>子どもの個性を尊重し、ひとりひとりの考え方や家庭環境の違いを尊重することを、学校でも認識しながら教育をするには、少人数学級としていくべきと考えている。働き方改革を進めたい一方で、担当する授業の時間は1クラスの数で変わる事ではなく、少人数学級が直接働き方改革にはつながらないと言う意見もあり、考える方向性が異なることも感じていた。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で密を避け、1クラス40人を30人前後へ減らすという議論があったと思うが、その進捗はどうか。</p>
教職員課長	前提として、少人数学級の議論は義務教育段階を念頭において行われている。国も少人数学級の実現に向けて予算要求はされているが、詳細は明らかにされていない。報道などによると、10年程度かけて1クラス30人を目指しているかと思う。
稲本委員	1クラスの人数が半分になれば、教員は生徒に2倍の注意力を払うことができるはず。生徒数が減ることを教育の質を高めるチャンスととらえて様々な取組みにチャレンジしてほしい。例えば、ふるさと教育やICT教育のさらなる推進や、いじめがなくなるなど。しかし、良い方向だけでなく、逆に人数が減っていじめが増えるということもあるかもしれない。データになることと、ならないことがあると思うが、比較した結果が分かるようにしてほしい。
教育長	議第1号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<p>事務局報告（政策）</p> <p>（1）令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果報告について</p>	
学校安全課長	<p>「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について、報告する。この調査は、毎年、文部科学省により実施されるものであり、令和元年度の調査結果について、先日10月22日に公表されたことから、本日報告するもの。</p> <p>調査の趣旨ですが、この調査は、教育現場における生徒指導上の取組みにより一層の充実に資するものとするとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていこうとするもの。</p> <p>調査対象期間は、令和元年度であり、調査項目は、全国の国公立小・中・高等学校</p>

等における、「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」等となっている。

今回は、そのうち岐阜県内の国公立学校の状況について、取りまとめたものを示す。

まず「暴力行為」について、県内の国公立の小・中・高における暴力行為発生件数は、2,752件で、前年度から415件増となっており、児童生徒1,000人当たりの発生件数は12.6件で、前年度から2.1件増加している。

特に、小学校における増加の内訳は、対教師暴力が92件増、生徒間暴力が232件増、器物損壊が61件増となっており、「生徒間暴力」は全体の約73%を占めており、これは全国と同様の傾向となっている。

暴力行為が増加している要因については、児童生徒の家庭状況や心の発達に起因するストレス、仲間とのコミュニケーション上のトラブルなどが挙げられる。また、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す傾向が多いことも件数の増加につながっていると分析している。

その中で、当県では、各学校において、いじめの認知と同様に、全教職員の多くの目で児童生徒を見届けながら、「軽微な暴力行為も見逃さないこと」「いじめにつながるような芽を早期に摘んで、早期対応を心掛けること」をしていることから、暴力行為の発生件数の増加につながっていると考えている。このことについては、文部科学省も同様の認識である。ただし、今後も、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、特に「生徒間暴力」については、関係機関とも連携をしながら、組織的な対応をしていく必要があると考えている。

次に「いじめ」について、いじめ認知件数は、10,962件で、前年度から2,568件増となっており、1,000人当たりの認知件数は、49.5件で前年度から12.2件増加している。

校種別では、小学校が7,559件で1,875件増、中学校が2,667件で656件増、高等学校が637件で39件増、特別支援学校が99件で2件減少となっている。

「認知件数の推移」「解消しているもの」の割合の推移について、全ての校種において、認知件数が増加している。認知件数が多い学校について、文部科学省は「いじめを初期の段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価しており、本県としても同様に評価している。

また、解消しているものの割合は78.5%だが、これは「解消しているもの」として計上する要件として「いじめに係る行為が、少なくとも3か月止んでいる」ことが求められ、1月以降に認知した事案については、3月末では計上できない状況があることなどによるもの。県独自の追跡調査によれば、この数値は、7月には95%を超える割合になっている。

いじめ事案の対応について、県教育委員会としては、弁護士や専門家、関係機関等と連携した研修等を通して教職員のいじめの認知力や事案への対応力の向上を図ることに引き続き取り組んでいきたいと考えている。さらに、重大事案発生時には、学校のいじめ対策組織を充実、強化した「いじめ対策チーム」で専門的に対応できるよう体制の整備を進め、いじめの解決に取り組んでいく。

最後に「不登校」について、まず、小・中学校についてだが、不登校児童生徒数は3,044人で前年度から101人増となっており、1,000人当たりの不登校児童生徒数は18.8人で前年度から0.9人増加している。

不登校の定義については、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒を言う。

不登校の要因としては、全国の状況を見ると、小・中学校ともに、『学校に係る状況』では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多く、次いで「学業の不振」となっている。『家庭に係る状況』では、「親子の関わり方」、『本人に係る状況』では、「無

	<p>気力不安」が最も多くなっている。</p> <p>続いて、高等学校についてだが、不登校生徒数は 647 人で前年度から 18 人減となっており、1,000 人当たりの不登校生徒数は 11.9 人で前年度から 0.1 人減少している。</p> <p>不登校の要因としては、全国の状況を見ると、『学校に係る状況』では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多く、次いで「学業の不振」となっている。『家庭に係る状況』では、「親子の関わり方」が最も多く、『本人に係る状況』では、「無気力不安」が最も多くなっている。</p> <p>高校における中途退学について、高校における中途退学者数は、507 人で 19 人の減少となっている。</p>
稲本委員	<p>傾向としては良くなっていると思うが、暴力行為は増えている。子どもが暴力的になる原因はある程度分かってきている。人間は非常に未熟な状態で生まれてくるため、小学校教育までに衣食住の基本やマナーを家庭で学んでくるはずであった。しかし、家庭によってはそれを教育できない場合がある。家庭によって差が生まれることで、学業などができないストレスがいじめや暴力につながっている。本来は、家庭で行うべきことであるが、個々の差にあわせた教育が学校に求められており、学校はそれを教えていかなければならない状況になっている。</p> <p>こういった調査は結果の原因をよく考えることが重要。画一的に見ないことが必要である。</p>
野原委員	<p>いじめの認知件数について、小学校だけ数字が跳ね上がっている。きめ細かに見ているため、小さなものもいじめとして認知しているとのことだったが、県では平成 27 年ごろからきめ細かく見るようにしているはずであり、その中で件数が大きく増加していることはどう捉えているか。</p>
学校安全課長	<p>いじめの認知については、ケンカなどいじめと認知されるようになったこともあり、県では非常に細かなものも認知するよう取り組んでいる結果と捉えている。しかし、全国的に同傾向の中で、他県と比較しても当県の認知件数は多い。</p>
副教育長	<p>県のいじめ件数は多いが、その 8 割程度はふざけやからかい、SNS による悪口などである。こういった行為は児童生徒自身がいじめでないという認識を持っているように感じる。きめ細かく気づいていくことは今後も継続するが、一方で、予防という観点も必要と考えている。福祉の部署とも連携し取り組んでいきたい。</p>
近藤委員	<p>いじめの定義があるため、細かなものも認知件数として計上されることは仕方ない。しかし、教職員の見方が細かくなっているから件数が増加している、という考察は推測であり、科学的にその通りなのかが気になる。増えているのなら、発生する前の予防が必要。幼少期での状況で、いじめや暴力行為につながるならば、小学校から教育していかなければならない。</p>
副教育長	<p>暴力行為などを繰り返す子は、原因として家庭の貧困や DV を抱えている場合が多いとの現場の声がある。状況は 1 件 1 件異なるところだが、福祉の部署と連携し、家庭環境の改善を図ることも予防策のひとつと考えている。</p>
森口委員	<p>個人的には、いじめはなくなると考えている。調査開始時よりは教職員含め全員が敏感になっており、関心を持たれるようになってきているなかであり、逆に認知件数がゼロとなった方が不可解と思う。心の傷となっている生徒を見逃さず、どのように解消したかの方が、認知件数の増減よりデリケートな問題。そのとき見ないようにしているよ</p>

	<p>うでは、何年か後にぶり返す可能性がある。</p> <p>解消の方法について、良い方法があれば共有し、その他の問題の解消の糸口となれば良い。</p>
稲本委員	<p>自然体験が不足するとキレやすくなるという研究結果がある。学校教育としては自然体験を増やしていくべき。親子の関係はそれぞれ異なる事情を抱えており、それを学校で把握することは難しい。</p>
竹中委員	<p>県として自然体験を実施していくことは良いこと。特に中学校、高校など SNS の普及によりいじめは増える可能性がある。</p> <p>教職員の感じたことなどを書き留めておく児童生徒個々のデータベースのようなものを積み上げてはどうか。</p>
稲本委員	<p>年齢があがるにつれて、大きく変わる子と変わらない子がいる。担任が学年ごとによって変わっていくと、子どもの変化に気づけない。データベースがあればそれを共有できるため良い。しかし、作成するには教職員の負担が大きい。</p>
森口委員	<p>データベースを作成するにあたっては、ニュートラルな目で見ることのできる教職員かなど、児童生徒と教員の相性も影響があるのではないかと。何人かで共有して担当しなければ難しいのではないかと。</p>
稲本委員	<p>最終的に問題を解決するのは児童生徒自身。本人の判断が大事だという前提のうえで、参考に教職員が作成するデータベースを使用することになるだろう。そのデータベースが絶対ではないことを頭に入れて運用しなければならない。</p>
野原委員	<p>特別支援学校では、幼い時からすべての児童生徒のデータベースがある。良いように作用すればよいが、レッテルを貼ってしまい、悪いように作用しないようにしなければならない。傾向をつかむようなもの。個々の子どもを見守る血の通ったシステムになると良い。</p>
教育次長	<p>現在の学校の評価においても、教員は1クラスに2人配置している。それも、偏った人材にならないよう、性別や年齢をバランスよく配置するようにしている。そういったデータベースがあれば助かることもあると思う。その評価がフラットな目で見られたものとの前提のうえで、個々の児童生徒を細かく見ていく必要がある。</p>
<p>事務局報告（政策）</p> <p>（2）スクールカウンセラーについて</p>	
学校安全課長	<p>スクールカウンセラーの現状について報告する。まず今回スクールカウンセラーの現状把握のために各校へアンケートを行ったが、98%の学校が役に立つと実感していた。スクールカウンセラーの効果としては、相談したことで生徒が教師に戻ることができた。教職員の負担軽減につながっている。教職員に対しても良い刺激を与えている。といった意見があった。</p> <p>岐阜県の体制およびそれぞれの職務について説明する。まずスクール相談員とは、特別な資格は必要なく、その職務は児童生徒の学校復帰への直接的な支援、教育相談委員会やケース会議への出席等、児童生徒の観察や情報の記録等であり、問題を抱える児童生徒の居場所づくりをしており、気軽に相談できる人という位置づけである。現在県内84人を任命しており、今年度は公立高校16校に常駐的に配置している。必要とされる資質としては、教育相談の知識、教育・学校に関する知識、問題行動に対する知識、服</p>

	<p>務や倫理等の遵守とされている。</p> <p>次にスクールカウンセラーとは、公認心理士、臨床心理士、精神科医などの資格を有し、その職務は児童生徒及び保護者へのカウンセリング、教職員への助言・援助、ケース会議等への参加と助言、校内研修会や講演会における指導・助言である。現在 136 人を任命している。必要とされる資質としては、教育相談の知識、臨床心理学の知識、緊急対応や SOS の出し方教育の知識・経験とされている。</p> <p>最後にスクールカウンセラースーパーバイザーとは、心理に関する行動に専門的な知識や経験を有し、学校教育法第 1 条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教の職にある者又はあった者であって、スクールカウンセラーに適切な指導・助言ができる者であり、その職務はスクールカウンセラー等に対する適切な指導、援助、県内の活動状況のとりまとめ、事業の方向性等についての検討などとされている。現在各教育事務所に配置され、7 名が任命されている。必要とされる資質としては、臨床心理学の幅広い知識、スクールカウンセラーに関する知識・情報などとされている。</p> <p>また今回、スクールカウンセラーに対してもアンケート調査を実施しており、その中の意見としては、スクールカウンセラー同士で情報交流できるようなグループ研修があると良い。もっと県からダイレクトに研修を受けたい。会計年度任用職員について十分に理解できていない。他県のスーパーバイザーとの情報交流が必要。などがあった。</p> <p>そうした意見を受け、来年度はスクールカウンセラーに対する研修のさらなる充実を図るほか、情報交換できる場を設けたい。</p> <p>また、スーパーバイザーへの研修は年 2 回であったが、年 3 回に増やし他県との情報交流をできるようにするほか、今年度中に取り組みする研修として、愛知県との情報交流を実施し、その成果と課題の交流、来年度の研修のあり方について協議していく。</p>
稲本委員	スクールカウンセラーは児童生徒、保護者、教職員すべてに対応するのか。それぞれ立場が異なるものであり、ひとりのスクールカウンセラーで行うのは大変ではないか。
近藤委員	基本は児童生徒に対応する。ただその中で、保護者や教職員に関わる問題である場合は、話を聞くこともある。以前までは学校からすれば外部の人間だったため、相談に乗りやすい部分があったが、今は内部に入った存在になっており、相談を受けるにも難しいところもある。
稲本委員	スーパーバイザーはスクールカウンセラー専門に相談に乗る立場か。
近藤委員	スーパーバイザーはスクールカウンセラーを指導する立場。
森口委員	スーパーバイザーへの要請はどこが行うのか。
学校安全課長	学校が地域担当指導主事へ相談し、地域担当指導主事がスーパーバイザーに要請し学校へ派遣される。
稲本委員	子どもはある種被害者でもある。子どもへの教育だけでは変わらない。教職員や保護者への教育が予防につながるのではないかと。事件が起きれば対処しなければならないが、起きないことが大事。例えば教育委員が講演に行くなど、教職員や保護者へ気づきのきっかけとなる働きかけをしてはどうか。
森口委員	学校がどの段階でスクールカウンセラーに相談すれば早く解決できたのか。これまでの対応を見ているとスクールカウンセラーを最後の砦として、相談しなかったことで解決が長引いたこともあった。スクールカウンセラーは自分達の立場を自問自答している。

	<p>学校としても、スクールカウンセラーは何ができる人なのかを精査してもらうきっかけにしてほしい。スクールカウンセラーが学校に派遣されても、何しに来たのか、何をしてもらえるのか、学校が把握できていないような状況ではいけない。</p>
学校安全課長	<p>スペシャリストとしてスクールカウンセラーに要請すると、学校が頼り切ってしまうこともある。教員の相談力がなくなってしまうのは良くない。あくまで普段生徒に接するのは教員であり、スクールカウンセラーに要請しても、一緒に取り組むという認識が必要。</p>
近藤委員	<p>スクールカウンセラーの職務は現在非常に多岐に渡っている。最初は不登校の児童生徒への対応だけだったはずだが、いじめなども対応の範囲になっている。職務の範囲を意識している人と意識できていない人がいる。</p> <p>スクールカウンセラーとスーパーバイザーの関係も今の体制が良いのかどうか。効果が出ているのか検討を続ける必要がある。</p> <p>効果的に分業ができていなければ、それぞれ役割がはっきりしない存在になってしまう。</p>
竹中委員	<p>スクールカウンセラーなどが行ったことをマニュアル化して、次の仕事への蓄積をしていかなければならない。</p> <p>スーパーバイザーは大学教授など現場を知らない人がなっているようだが、スクールカウンセラーの経験の長い人をスーパーバイザーにしてはどうか。</p>
学校安全課長	<p>スクールカウンセラーの経験の長い方がスーパーバイザーになっている例もある。業務のデータの蓄積とその活用については研究を続けていきたい。</p>
<p>事務局報告（その他）</p> <p>（1）令和2年度教育委員行事予定について</p>	
教育総務課長	<p>教育委員の行事予定について、報告する。</p> <p>前回からの変更点として、まず本日午後から県内の視察を計画させていただいた。また、教頭面接にも各委員の出席をお願いし、予定を調整いただいたところ。</p> <p>その他、次回の定例教育委員会は11月26日だが、そのあと総合教育会議の開催を準備させていただいている。よろしく願います。</p>
<p>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</p>	
<p>職員の表彰について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第5号 いじめに関する重大事態の調査報告について（非公開案件）</p>	
<p>いじめに関する重大事態の調査報告について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第2号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）</p>	

教職員の懲戒処分について諮り、可決された。
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第 3 号 県立学校事務職員の人事異動について（非公開案件）

県立学校事務職員の人事異動について諮り、可決された。
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第 4 号 市町村立学校管理職等の人事異動について（非公開案件）

市町村立学校管理職等の人事異動について諮り、可決された。
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

閉会

午後 0 時 3 8 分、閉会を宣言する。